

職員より原本請求に後継理由の説明を求めたるも一申
止を命ぜらるゝ。

九、日本専賣公社合議立の件 函 本 五 人 説明

現在鹿児島中には倍以上も持たせし者が多数ある昨年
東北地方の大飢饉及九州地方の凶作は一層之等農民を
窮乏せしめた又失業者は日々増加して既に三百十万人
が餓死線上に陥り居るれて居る斯る人故を救ふことは
吾々の任務である之は支那借款の漸進化し救済事業で
は一途進一歩上買上意味で本件を決議して貰ひ度い。
と述べれば、職員上議 賛より、

本件等議、各債争議の犠牲者を救済するものは吾々よ
り他に無い、本件に對しては賛同、討論の餘地無きも
のと認むを陳したる。 可決。

十、農民救済支那の件 函 本 五人 説明

全国會館の組織改良及救済青年救済会なる、から
青年救済会を組織せよ、一節一節、而して各支團に責
任を定めて救済基金を設けし度い。 可決。

十一、

救済青年救済会取組案の件 函 本 五人 説明

函 本 五人 説明

救済青年救済会取組案の件、本會等議は
四十一年救済青年救済会、救済青年救済会、
本會等議を組織し、救済青年救済会、救済青年救済会、
可決。

救済青年救済会取組案の件 函 本 五人 説明

救済青年救済会取組案の件、本會等議は
四十一年救済青年救済会、救済青年救済会、
本會等議を組織し、救済青年救済会、救済青年救済会、
可決。